

東京都国民健康保険運営方針(中間見直し案)の概要

下線は、現行の運営方針からの主な修正点

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

○財政収支の改善に係る基本的な考え方

- ・決算補填等を目的とする法定外繰入等（解消・削減すべき赤字）の計画的・段階的な解消が図られるような取組が必要

○赤字解消・削減の取組

- ・解消・削減すべき「赤字」は、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額」の合計額
- ・赤字の解消・削減に当たっては、区市町村それぞれの事情を勘案し、医療費適正化や収納率向上に取り組むとともに、計画的な保険料（税）率の見直しが必要
- ・赤字が発生している区市町村については、赤字解消の目標年次を定めた上で、医療費適正化、適正な保険料（税）率の設定等、計画に定めた赤字削減に向けた具体的な取組を実施
- ・都は、「区市町村国保財政健全化計画」及び法定外繰入等の額、解消目標年次等が見える化し、公表するほか、各区市町村の決算状況に基づく分析を行うなど解消・削減すべき赤字要因の分析や対策の整理、目標年次の前倒しを含めた必要な助言を実施
- ・都は、都繰入金を活用し、赤字が発生していない区市町村、又は計画において解消目標年次を令和17年度以前の年度に設定し、かつ被保険者一人当たりの赤字額が前年度と比較して減少している区市町村を支援
- ・保険料水準の完全統一の目標年度を踏まえた都全体の赤字解消期限の設定（令和17年度決算まで）

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

○財政安定化基金の運用

- ・貸付・・・保険料（税）収納額の低下により財源不足となった場合に、申請に基づき区市町村に行う
- ・交付・・・災害、景気変動などの特別な事情が生じた場合に、申請に基づき区市町村に行う
- ・取崩：✓保険給付費の増大により都において財源不足となった場合に、基金を取り崩す

✓納付金の著しい上昇の抑制等のために特に必要があると認められる場合に、基金を取り崩す

- ・財政調整事業：国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に、
決算剰余金について財政調整事業分として積み立てた額の範囲内で基金を取り崩す

※納付金の著しい上昇の抑制等のための取崩しについては、従来の財政調整事業に加え、令和9年度からは
本体基金の活用が可能とされたため、当該事由による取崩しを行う場合は、原則、財政調整事業を優先
して活用することとし、活用に当たっては区市町村と協議を行う。

第4章 区市町村における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項

○納付金及び標準保険料率の基本的考え方

- ・将来的には完全統一を目指していくが、区市町村における医療費水準や保険料(税)収納率の差異があるため、直ちに完全統一を目指すのは困難であることから、まずは納付金算定において医療費水準等を反映せず、各区市町村の所得水準と被保険者数のみを用いる、納付金ベースの統一に向けた取組を進めてきたが、国の方針に基づき、都においても統一に向けた取組の加速化を図ることが必要
- ・令和12年度に納付金ベースの統一、令和17年度(令和18年度保険料算定)に完全統一を目指す

○納付金の算定方法

- ・納付金算定において、令和6年度から医療費指数反映係数 α を段階的に引き下げる
- ・所得係数は都の所得水準に応じた値とする
- ・令和5年度以前は区市町村ごとの収入・費用としていた、審査支払手数料、高額医療費負担金、特別高額医療費共同事業負担金、国特別調整交付金(都道府県分(子ども分等))について、令和6年度から都全体での共同負担としたが、地方単独事業の減額調整分、都費補助金(医療費波及分)についても、令和11年度から都全体での共同負担とする
- ・保険料水準の統一における賦課限度額については、国が定める賦課限度額を用いる
- ・ α の引き下げ等納付金の算定方法を変更することにより、影響を受ける区市町村が想定されるため、 α を段階的に引き下げるとともに、納付金ベースの統一までの間、都繰入金を活用した経過措置を実施

○標準的な保険料算定方式

- ・区市町村において採用されている方式を勘案し、二方式(賦課すべき総額を所得割、被保険者均等割によって按分)とする
- ・保険料水準の統一においても、都が定める標準的な算定方式として、「二方式」を用いる
- ・各区市町村の応能割(所得割)と応益割(均等割)は「当該区市町村の所得係数：1」として算定する
- ・保険料水準の統一においても、応能割(所得割)と応益割(均等割)は「都の所得係数：1」として算定する

○標準的な収納率

- ・区市町村ごとに直近の収納率実績を用いて毎年度設定する

第5章 区市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項

○区市町村の状況

(保険料(税)の収納の現況)

- ・ 都全体の収納率は改善傾向にあるものの、依然として全国との差や地域差が一定程度見られることから、保険料水準の統一に向けて、区市町村ごとの地域特性も踏まえた収納対策に取り組み、収納率の更なる向上・底上げを図る必要
- ・ 都内の被保険者は、収納率が低い傾向にある若年層が多い、非正規雇用の被用者の割合が高い、被保険者の異動率・転出入率が高い、短期留学生等の外国人が多いといった大都市の特性があり、収納率の確保が難しい

○収納率向上対策の推進

(区市町村の取組)

- ・ 保険料(税)の納付環境整備による被保険者の利便性向上等に取り組む
- ・ 滞納者に対し催告を行うほか、納付相談により生活状況を把握するなど、滞納者の状況に応じてきめ細かく対応した上で、財産調査の結果、法令に基づき滞納処分を行うとともに、滞納処分を執行できる財産がない場合には、執行停止を適切に行う
- ・ マイナ保険証利用を基本とする仕組みへの移行に伴い短期証が廃止されたことから、特別療養費の支給事務に当たっては機械的な運用を行うことのないよう留意するとともに、外国人を含む国保被保険者に対する制度の理解促進等、必要な対策を講じる
- ・ 収納率が低く収納不足が生じている区市町村は、都の支援も受けるなどして収納率が低い要因を分析し、地域の実情に応じた必要な対策について整理するほか、都の示す収納率向上対策を活用することなどにより、収納率向上に取り組む

(都の取組)

- ・ 東京都国保連合会と連携を図り体系的な研修体制を構築し人材育成の充実強化を図る
- ・ 徴収指導員による 実地支援の実施に当たっては、区市町村ごとの収納率の状況等を踏まえ、都からも積極的に個別に働きかける
- ・ 都繰入金により、区市町村の収納対策に係る取組を財政支援
- ・ 指導検査において、収納率向上対策を重点事項として設定し、区市町村に対し、大都市の課題等を踏まえた指導・助言を実施
- ・ 収納率向上に効果的な取組事例を収集し、区市町村に情報提供を行うとともに、収納率の向上・底上げを推進していくため、指導検査等を通じて把握した収納対策上の課題及び効果的な取組内容について再整理を行い、都内共通の取組方針の設定を検討

第7章 医療費の適正化の取組に関する事項

○生活習慣病発症・重症化予防の取組の推進

- ・国は、令和6年3月に「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を改定し、都道府県等が設定する評価指標例を提示
- ・区市町村：被保険者の健康に対する気づきにつながる取組等、生活習慣病や生活習慣病予備群の人に対して医療機関への受診勧奨、保健指導等の取組、糖尿病性腎症重症化予防の取組 等
- ・都：令和7年12月に糖尿病性腎症重症化予防プログラムを改定し、区市町村が行う糖尿病性腎症重症化予防の取組を支援。循環器病の発症予防の普及啓発 等

○後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

- ・国は令和6年度に、従来のロードマップを「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」として改訂し、新たな数値目標を設定
- ・区市町村：被保険者への理解促進、差額通知の送付等による後発医薬品への切替えの促進及び切替効果額の検証、地域の関係団体との連携促進 等
- ・都：都ロードマップに基づいて、後発医薬品の使用促進に向けた取組を進めていく。レセプトデータ等を活用した区市町村別の使用割合の分析・提供 等

第9章 区市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

○事務の標準化

(オンライン資格確認の円滑な運用に向けた取組)

- 令和6年12月2日に健康保険証の新規発行が停止され、令和7年12月2日以降は、マイナ保険証又は資格確認書によりオンライン資格確認を行うこととされている
- 都は、資格確認書の交付について標準例を定め、区市町村に対し必要な情報提供を行うとともに、国に対しては、マイナ保険証の利用を基本とした制度運用に当たり、区市町村に負担が生じることがないように必要な措置を求めている

(市町村事務処理標準システム等の導入)

- 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（デジタル庁）により、原則令和7年度末までにシステムの標準化及びガバメントクラウドへの移行を目指すこと、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステムについても、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援することが示された
- 都は、標準システム等の導入が円滑に進むよう、国の動向を踏まえながら、区市町村へシステム運用等に関する情報提供を行うとともに、システム標準化の進捗状況やシステム導入後の課題を把握し、適切な支援策を検討

(事務処理基準の統一及び積極的な情報提供)

- 住民サービス等に差異が生じないように、区市町村が行う国保事務の統一的な取扱いについて、都は「事務処理基準」を策定しており、今後も区市町村における効率的な事務処理の観点に配慮しつつ、必要な検討や対応を行うとともに、保険料水準の統一に向けた検討状況を踏まえた国保事務の統一的な取扱いについて、区市町村と協議の上、適時適切に反映
- 被保険者に対する説明の際の参考に活用できるよう、都は、区市町村の事務処理の方法について参考となる事例をまとめたデータベース「事務処理例」を作成し、区市町村へ提供

○事務の効率化に向けた検討

- 国保事務は、度重なる制度改正等により複雑化する一方、近年は少子高齢化による人口減少等を背景として、国保実務を担う区市町村における人材不足や専門知識の不足への対応が課題となっており、都は、区市町村支援の重要性を認識した上で、これら深刻化する諸課題への対応を強化していく必要
- 都は、これまで区市町村事務の効率化及び事務負担軽減を図ってきたところであるが、今後は、東京都国保連合会により実施されている国保事務の共同事業が、区市町村事務の負担軽減のための有効な方策となることから、更なる区市町村事務の効率化を検討